

令和6年4月

公費解体 制度について

七尾市役所環境課

公費解体制度

令和6年能登半島地震により損壊した市内の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度です。



公費解体と自費解体

これから解体・撤去の方法を選択される方へ

	メリット	デメリット
公費解体	一時的にも費用負担が発生しない	書類受付から解体準備をするため解体作業までに時間を要する
自費解体	早く解体作業を実施できる	・一時的な費用負担が発生する ・全額償還されない可能性がある

公費解体の対象となる方

発災日(令和6年1月1日)時点において、
被災家屋等を所有している方

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

※地域公民館など地域住民の所有物についても対象となります。

対象となる解体・撤去物①

○ 被災した家屋

□罹災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された家屋とその基礎

※罹災証明書は税務課で申請可能です。

□家屋に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象。

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

対象となる解体・撤去物②

○ 被災した事業用建物等

□被災証明書により、「半壊」以上かつ生活環境保全上
解体・撤去が必要と認める、**中小企業または公益法人等**
の事務所等とその基礎

・アパート ・貸家 ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・店舗 ・地域で所有する施設(集会所) など

□事務所等に付属する浄化槽・便槽
(事務所等と一体的に解体する場合のみ対象)

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合があります。

対象となる解体・撤去物③

○ その他

☐カーポートとその基礎部分

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※敷設物を一緒に解体可能ですが、範囲は最小限とする。

☐被災家屋内に流入・漂着した災害等廃棄物 (土砂混じりのガレキ含む)

※倒壊の危険性などにより、事前の撤去が困難な場合のみ対象。

※対象となる中小企業、公益法人等の範囲について

○中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。)で、下表のいずれかに該当する企業者です。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

○公益法人等とは、以下のような法人等をいいます。

☐学校法人 ☐宗教法人 ☐医療法人 ☐一般社団法人 など

対象とならない解体・撤去物①

被災家屋等の建物全体を解体するものが対象です。

リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外です。



対象とならない解体・撤去物②

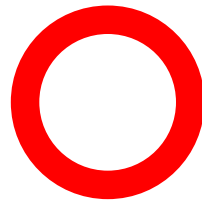
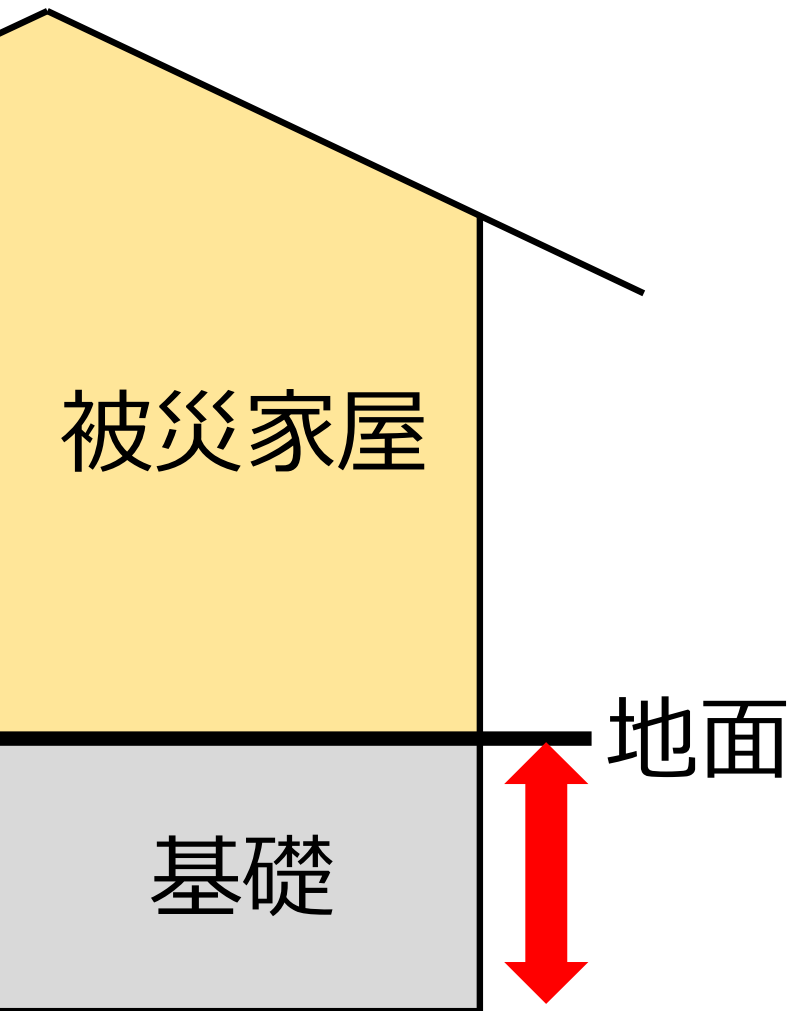
【その他】

- 単独で解体する合併浄化槽・単独浄化槽・便槽、カーポート
- 地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物
- アスファルト舗装・砂利などの敷設物
- ブロック塀・よう壁(土留め壁)・庭木・庭石 など

※被害状況や解体工事への支障を確認したうえで解体の対象となる場合があります。

※解体後に客土(外からの土の持込み)による整地はしません。

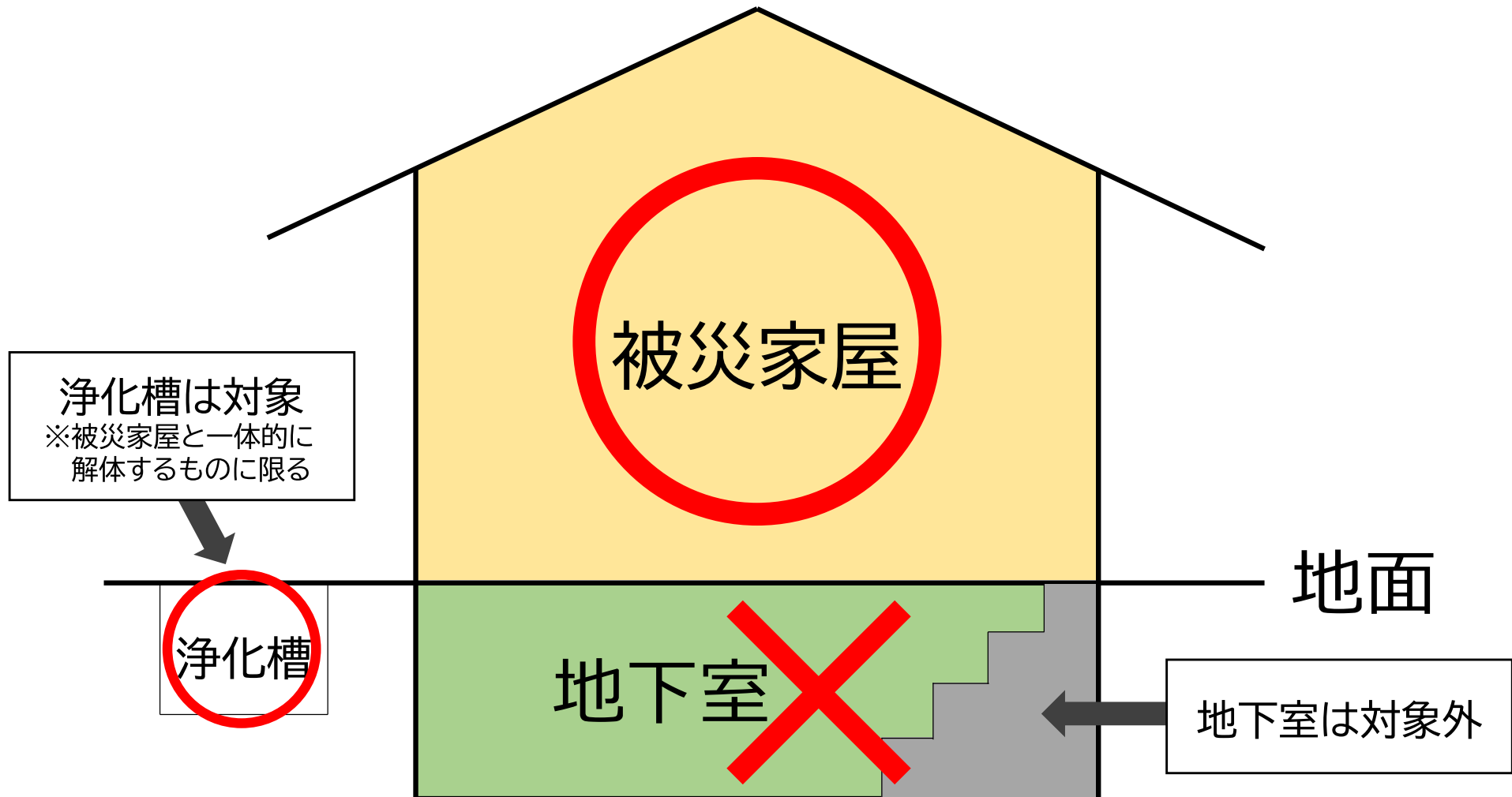
被災家屋等の解体の対象範囲①



被災家屋等の基礎は、解体・撤去の対象となります。

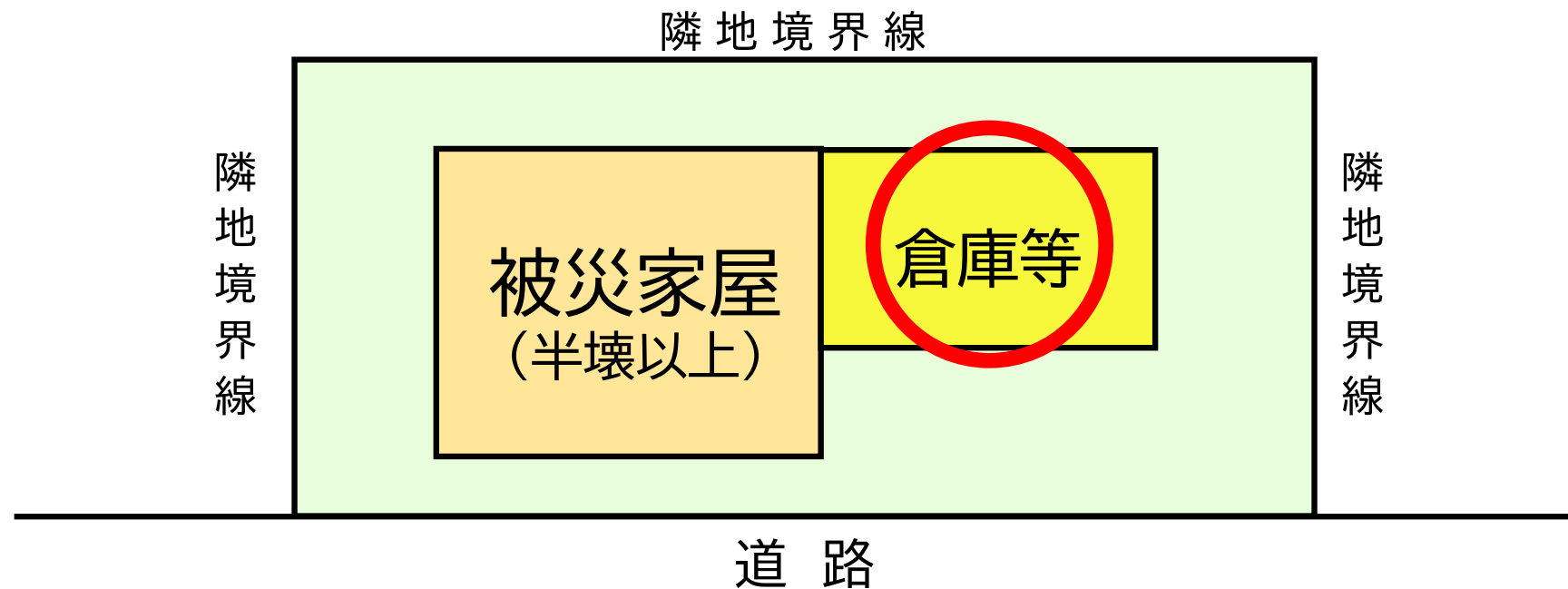
被災家屋等の解体の対象範囲②

【地下埋設物の解体の対象範囲について】



被災家屋以外の対象建築物 参考図①

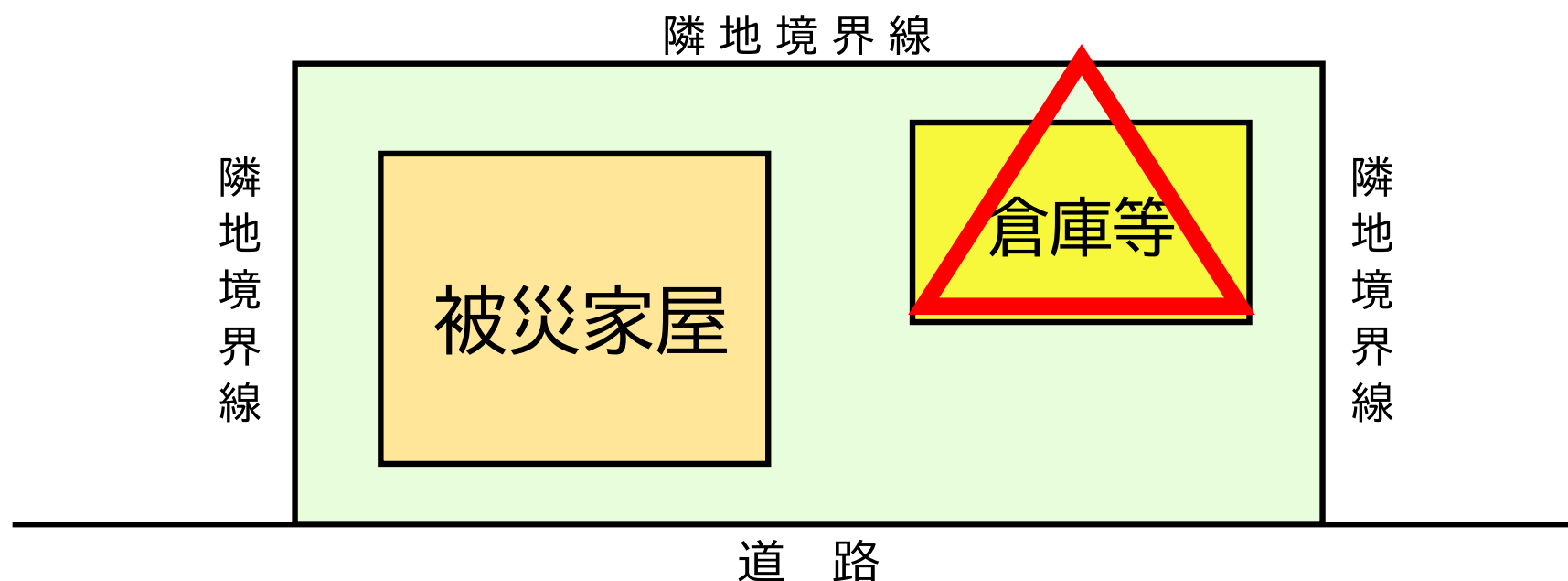
【被災家屋に倉庫等が隣接している場合】



○判定を受けていない倉庫等の建物について、被災家屋と隣接(屋根が接続等)しており、被災家屋の解体に支障がある場合は被災家屋と一体的に解体します。

被災家屋以外の対象建築物 参考図②

【被災家屋と倉庫等が離れている場合】

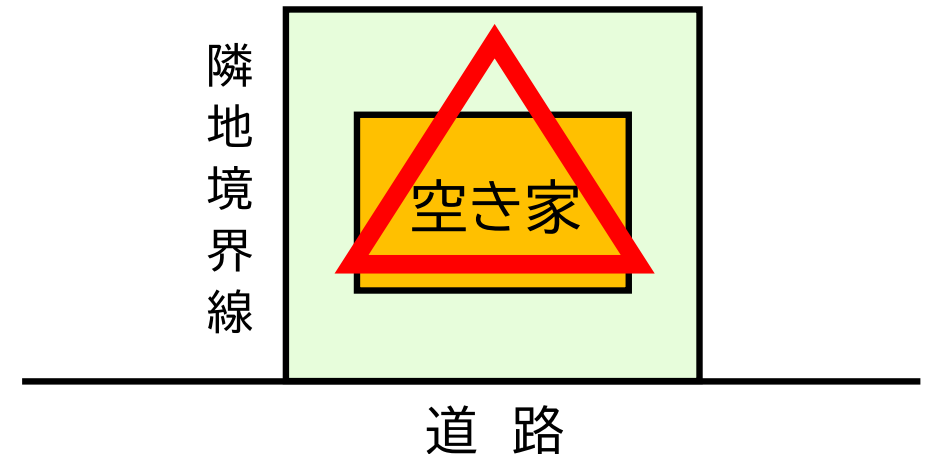
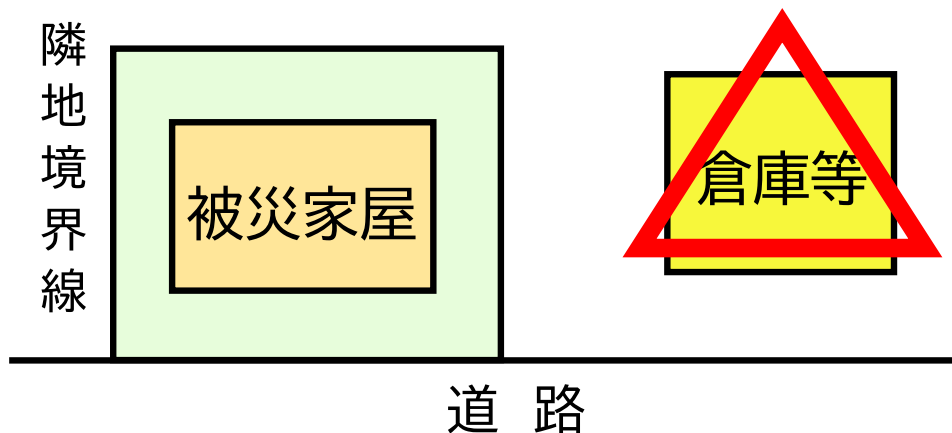


○被災家屋と離れた位置にある倉庫等を単体で解体する場合は、
半壊以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合
にのみ解体の対象となります。

被災家屋以外の対象建築物 参考図③

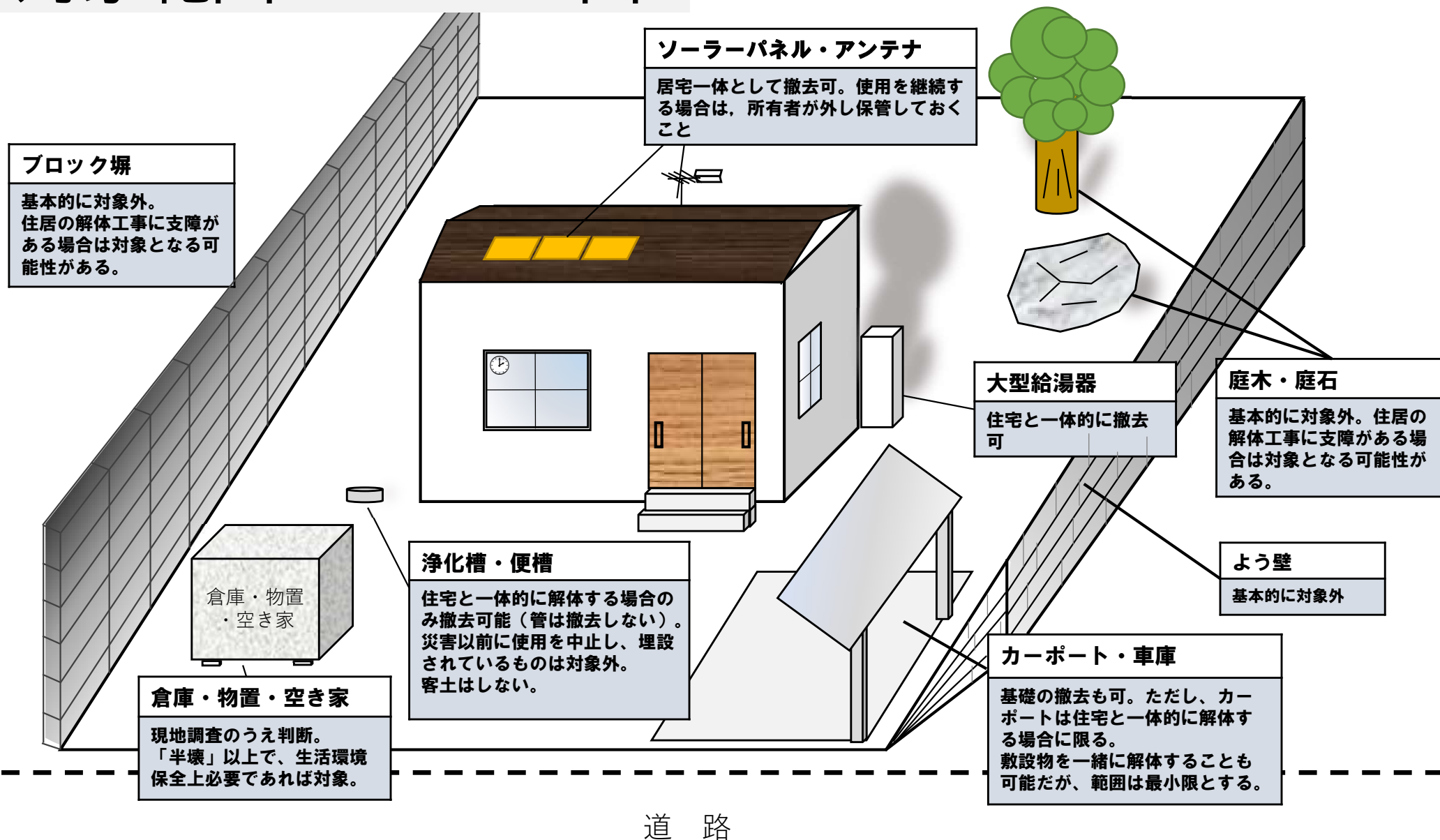
【被災家屋の敷地外にある
倉庫等の場合】

【空き家の場合】



○どちらの場合も、半壊以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合にのみ解体の対象となります。

対象範囲のイメージ図



【よくあるお問い合わせ ①】

問) 家屋の一部だけの解体・撤去やリフォームは対象となるか。

→ 対象となりません。対象は被災家屋全体を解体・撤去する場合のみです。

問) 敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの解体・撤去は対象となるか。

→ 被災証明書により「半壊」以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められるものは対象となります。

問) 不要な家財道具は処分するのか。

→ 災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は対象となります。

【よくあるお問い合わせ ②】

問) 庭木・庭石や土間コンクリートは対象となるか。

→ 庭木・庭石の類は、解体・撤去の対象となりません。土間コンクリートは、建物内部のもの等でないと対象となりません。ただし、工事支障のため撤去の必要性があるものは対象となります。

問) ブロック塀、よう壁のみの解体・撤去は対象となるか。

→ 対象となりません。原則、ブロック塀やよう壁、その他の工作物のみの解体撤去はできません。

問) 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか。

→ 原則として、併用できません。